（紛争解決手続代理業務の付記の申請）

第十二条の五　法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める事項は、同条の付記を受けようとする者の個人番号及び第十一条第一項に規定する登録番号とする。

２～５　（略）

（社会保険労務士証票返還等の手続）

第十二条の八　（略）

２　法第十四条の十二第二項の規定により社会保険労務士証票等の再交付を申請する者及び社会保険労務士証票等を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する者は、当該者の個人番号を記載した再交付申請書を、その者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。この場合において、社会保険労務士証票等を損壊したため当該申請書を提出するときは、当該損壊した社会保険労務士証票等を添付しなければならない。

（紛争解決手続代理業務の付記の申請）

第十二条の五　法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める事項は、第十一条第一項に規定する登録番号とする。

２～５　（略）

（社会保険労務士証票返還等の手続）

第十二条の八　（略）

２　法第十四条の十二第二項の規定により社会保険労務士証票等の再交付を申請する者及び社会保険労務士証票等を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する者は、再交付申請書を、その者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。この場合において、社会保険労務士証票等を損壊したため当該申請書を提出するときは、当該損壊した社会保険労務士証票等を添付しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年十一月二十九日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にされた社会保険労務士の登録の申請、変更の登録の申請、登録の抹消の申請、登録の抹消に関する届出、紛争解決手続代理業務の付記の申請及び社会保険労務士証票等の再交付の申請については、なお従前の例による。